

提案基準第4号(分家住宅)事前相談票

太枠内をすべて記入してください。

相談年月日					
申請予定地					
分家世帯	氏名				
	本家との続柄	(既婚 ・ 未婚)			
	市街化区域の土地の所有状況	有 ・ 無			
	勤務地住所		申請予定地からの通勤時間	分	
本家世帯	世帯主				
	住所				
	市街化区域の土地の所有状況	有 ・ 無			
	分家申請地の本家たる世帯の市街化調整区域指定以前からの所有	該当 ・ 非該当			
敷地等の状況	敷地面積		m ²	地目	宅地・畑・雑種地・その他()
	都市計画施設	内・外		道路	42条1項(幅員 m)
	風致地区	内(第 種)・外			42条2項・43条ただし書き空地
	農用地	内・外		排水	公共下水道 ・ 浄化槽
	急傾斜地	内・外		その他の地域地区	
	建築物の用途	自己の居住の用に供する一戸建ての住宅 ・ 自己用の兼用住宅			
相談者	氏名				
	住所				
	会社名		連絡先	(固定) (携帯)	
備考	※この欄には記入しないでください。				

受付印

(注意) 事前相談票には、裏面に記載されている書類を添付してください。

提案基準第4号(分家住宅)事前相談必要書類

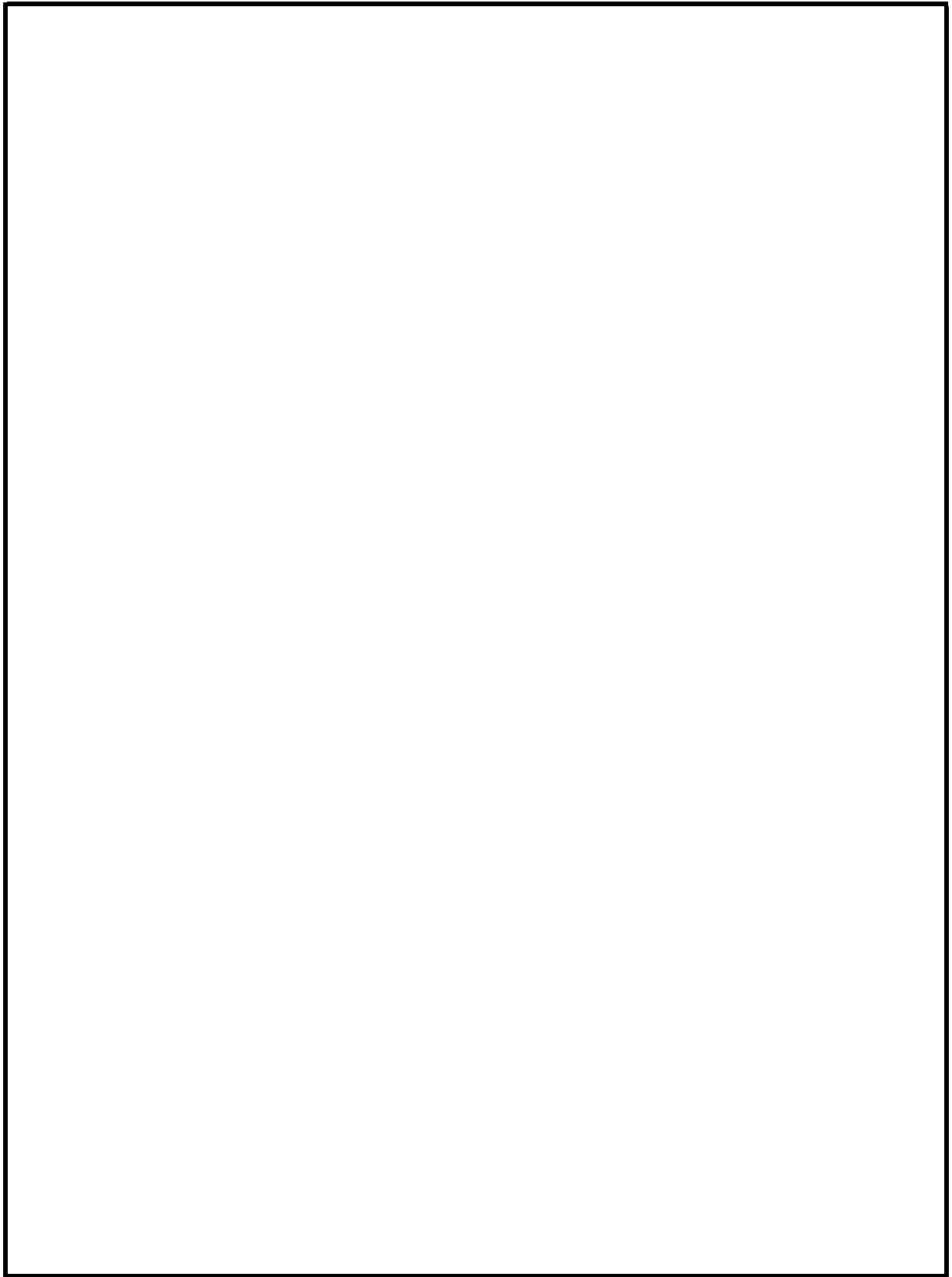
	図書の名称	様式・記入事項等	窓口
申請地・申請者関係	<input type="checkbox"/> 分家申請地の案内図	申請地を赤で囲んでください。	
	<input type="checkbox"/> 本家と分家申請地との位置関係図	本家及び分家申請地を赤で囲んでください。	
	<input type="checkbox"/> 家系図(本家と分家の関係を明示)	市街化調整区域指定以前の本家世帯から申請者まで記載	
	<input type="checkbox"/> 本家世帯の戸籍謄本・改製原戸籍謄本 (※場合によっては、除籍謄本、戸籍の附票を要す)	市街化調整区域指定以前から引続き横浜市内の同一の土地に存する建築物に生活の本拠を有していること	区役所戸籍課
	<input type="checkbox"/> 理由書(下書きで可)	分家する必要な理由を具体的に記入してください。	
分家関係	<input type="checkbox"/> 分家申請地の公図の写し	申請地を赤で囲んでください。	法務局
	<input type="checkbox"/> 分家申請地の土地の登記事項証明書(※1)	市街化調整区域指定以前から本家の所有であること	法務局
	<input type="checkbox"/> 現在居住している借家の賃貸借(借家)契約書の写し	※借家または賃貸の場合	
	<input type="checkbox"/> 分家世帯の土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書 (既婚者の場合、夫婦ともに必要)	・居住区および分家申請地の所在する区のもの添付してください。 ・所有地がない場合には、固定資産【土地・建物】課税台帳非記載事項証明書、もしくは名寄帳に記載事項がない旨の証明書を添付してください。	区役所税務課
	<input type="checkbox"/> 分家世帯の住民票(世帯全員の記載があるもの) (分家予定者の戸籍の付票) ※提案基準第4号1項(3)該当する場合のみ	・生まれ育ちは住民票又は戸籍の附票により確認します。	
<input type="checkbox"/> 分家世帯で市街化区域に土地の保有がある場合、案内図、公図の写し	当該地を赤で囲んでください。	公図の写しは法務局	
本家関係	<input type="checkbox"/> 本家の案内図	本家の位置を赤で囲んでください。	
	<input type="checkbox"/> 本家の公図の写し	本家の位置を赤で囲んでください。	法務局
	<input type="checkbox"/> 本家の土地の登記事項証明書(※1)	市街化調整区域指定以前から本家の所有であること	法務局
	<input type="checkbox"/> 本家の建物の登記事項証明書(※1)		法務局
	<input type="checkbox"/> 本家世帯の土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書	・本家が所在する区 および 分家申請地の所在する区のもの添付してください。 ・分家申請者が相続により市街化調整区域内の土地のみを既に所有している場合及び軒先分家は不要。	区役所税務課
	<input type="checkbox"/> 本家世帯の住民票(世帯全員の記載があるもの)	市街化調整区域指定以前から引続き横浜市内の同一の土地に存する建築物に生活の本拠を有していること	区役所税務課
	<input type="checkbox"/> 本家世帯で市街化区域に土地の保有がある場合、案内図、公図の写し	当該地を赤で囲んでください。	公図の写しは法務局

(注意) 上記以外の書類が別途必要になる場合がありますので、担当にご確認ください。

※1 土地及び建物の登記事項証明書は、現在及び市街化調整区域となる以前の記載が確認できるものを添付してください。(電算化前の閉鎖謄本が必要になる場合があります。)

※2 添付書類は、すべてコピーしたものと上表の順序で添付してください。

・家系図



※ 本家と分家の関係 ・ 市街化調整区域指定以前の本家世帯から申請者までを記入してください。

※ 家系図は別途作成したもので構いません。